市第69号議案

福祉保健活動拠点の指定管理者の指定 次のように福祉保健活動拠点の指定管理者を指定する。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文 子

人 名 称	指	定	指定の期間
	所 在 地	名称	14 /C 12 //1 [F]
横浜市鶴見区福	鶴見区鶴見中央	社会福祉法人横浜市鶴見区社	平成28年4月1日か
祉保健活動拠点	 四丁目32番1号	 会福祉協議会	 ら平成33年3月31日
		会長 佐 藤 信 男	まで
横浜市神奈川区	神奈川区反町1	社会福祉法人横浜市神奈川区	
福祉保健活動拠	丁目8番地の4	社会福祉協議会	司
点		会長 狩 野 茂 秋	
横浜市南区福祉	南区浦舟町3丁	社会福祉法人横浜市南区社会	
保健活動拠点	目46番地	福祉協議会	同
		会長 大 津 幸 雄	
横浜市港南区福	港南区港南四丁	社会福祉法人横浜市港南区社	
祉保健活動拠点	目2番8号	会福祉協議会	司
		会長 長 信 男	
横浜市保土ケ谷	保土ケ谷区川辺	社会福祉法人横浜市保土ケ谷	
区福祉保健活動	町5番地の11	区社会福祉協議会	司
拠点		会長 山 﨑 滋	
横浜市旭区福祉	旭区鶴ケ峰一丁	社会福祉法人横浜市旭区社会	
保健活動拠点	目6番地の35	福祉協議会	司
		会長 池 田 宏 史	
横浜市磯子区福	磯子区磯子三丁	社会福祉法人横浜市磯子区社	
祉保健活動拠点	目1番41号	会福祉協議会	司
		会長 三 浦 武	
横浜市金沢区福	金沢区泥亀一丁	社会福祉法人横浜市金沢区社	
祉保健活動拠点	目21番5号	会福祉協議会	司
		会長 増 田 一 行	
l	I	I	ı

横浜市港北区福祉保健活動拠点	港北区大豆戸町 13番地の1	社会福祉法人横浜市港北区社 会福祉協議会 会長 飯 山 精 三	同
横浜市緑区福祉保健活動拠点	緑区中山町413 番地の4	社会福祉法人横浜市緑区社会福祉協議会 会長 塚 田 順 一	同
横浜市都筑区福祉保健活動拠点	都筑区荏田東四 丁目10番3号	社会福祉法人横浜市都筑区社 会福祉協議会 会長 長谷川 正 義	回
横浜市戸塚区福祉保健活動拠点	戸塚区戸塚町16 7番地の25	社会福祉法人横浜市戸塚区社 会福祉協議会 会長 有 賀 美 代	回
横浜市栄区福祉 保健活動拠点	栄区桂町279番 地の29	社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 会長 日 浦 美智江	回
横浜市泉区福祉 保健活動拠点	泉区和泉中央南 五丁目4番13号	社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会 会長 大 貫 芳 夫	同
横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点	瀬谷区二ツ橋町 469番地	社会福祉法人横浜市瀬谷区社 会福祉協議会 会長 相 原 信 行	同

提案理由

横浜市鶴見区福祉保健活動拠点等の指定管理者を指定したいので 、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参考

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第1項から第5項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは 、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ ならない。

(第7項から第11項まで省略)